

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第100号	
事故等名	作業船繁栄丸被引土運船B-302乗揚	
発生年月日時刻	平成20年8月25日13時30分ごろ	
発生場所	愛知県三河港 三河港大橋付近	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月2日 横浜・地方事故調査官が海難報告書及び船舶所有者から提出された書類により精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 作業船 繁栄丸 14トン	
船舶番号(IMO 番号)	260-36344	
船舶所有者等	株式会社繁栄工業	
船種・船名・総トン数	B 土運船 B-302	
船舶番号(IMO 番号)	なし	
船舶所有者等	株式会社繁栄建設	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者 なし	
損傷	A 推進器損傷	
事故等の経過	A船は、浚渫土砂を積んだB船を三河港大橋付近下流から上流に曳航していたが、B船が圧流され浅瀬に乗り揚げたため、B船を深場に戻そうとして、左右に舵をとっていたが、平成20年8月25日13時30分ごろ、船底に衝撃を受けて機関を停止した。B船は、ほかの曳船で曳き出し、揚土場所に戻された。乗揚の結果、A船の推進器が損傷した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、乗り揚げたB船を深場に戻す際、船体の圧流に対する配慮が十分でなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を曳航して航行中、船体の圧流に対する配慮が十分でなかったため、両船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	